

原本は、<http://dentist-jp.net/faq005/> からPDFダウンロードができます。
 ※スマホ用にも適正化されてます。URLをお気に入り登録すればお手持ちのスマホでも見れます。
 これは、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の区分け識別ミニサイズマニュアルです。

下記の点線枠をハサミで切って、ディスプレイ横などにテープで張り付ける際などに、ご利用ください。
 ↓

チェックシート画面、69歳まで区ア～区オ、70歳以上の頭書き所得区分の2パターンあります。

※69歳まで 平成30年8月調べ

既存カルテがある患者は、新規カルテ後に、登録変更をします。
 ポップアップの高額療養費 → を選び、さらに登録する内容

限度額適用証の提示	特記事項	高額費限度	1%加算
区ア	→	26	252600円 1% あり
区イ	→	27	167400円 1% あり
区ウ	→	28	80100円 1% あり
区エ	→	29	57600円
区オ	→	30	35400円

注意！ 高額療養費の限度額は必ず市役所へ確認する

※70歳以上 平成30年8月調べ

所得区分が以前の区分と変わる時は新規カルテが必要です。
 頭書きで所得区分を選び → さらに特記事項が必要

高齢者の割合	限度額適用証	特記事項	所得区分
3割	持っていない	→ 26	高所得者ア
3割	現役並みⅡ	→ 27	高所得者イ
3割	現役並みⅠ	→ 28	高所得者ウ
1割～2割	持っていない	→ 29	一般
1割～2割	区分Ⅱ	→ 30	低所得者Ⅱ
1割～2割	区分Ⅰ	→ 30	低所得者Ⅰ